

江東区公共サイン ガイドライン・整備計画

Koto City
Sign Guideline
Sign Development Plan



江東区公共サインガイドライン・整備計画の 策定にあたって

江東区長
山崎孝明

江東区の深川地区・城東地区からなる北部エリアは、江戸時代から続く神社・仏閣が数多くあり、歴史ある文化財も枚挙にいとまがありませんが、近年は下町情緒あふれる商店街の中に現代アートや新しい潮流をくむカルチャースポットが混在するなど、これまでにない楽しさも生まれてきており、新たな魅力に注目が集まっています。

一方、南部エリアは、臨海部の大規模開発に呼応した高層ビルや商業・エンターテインメント施設など、近未来的で時代の最先端を感じとることができる地域と、広大な埋立地を活用したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域を併せ持っています。

こうした多種多様な表情を持つ本区には多くの来訪者や観光客が訪れていますが、本年10月には、「東京都中央卸売市場 豊洲市場」が開場し、2020年には、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、最も多くの競技場が集中する本区には、今後、国内外からさらに多くの来訪者・観光客が訪れることが予想されております。

しかしながら、本区に設置されている公共サインの多くが昭和63年から平成2年までに設置したものであり、現状のままでは、多言語対応やよりわかりやすい表記などについては、不十分であると考えられます。

こうしたことから、今般、本区では、初めて江東区を訪れる外国人観光客や障害がある方、高齢者の方、誰でもが見やすくわかりやすい案内サインを設置・整備し、本区のまちの魅力を的確に伝えることのできる本計画を策定いたしました。

今後、本ガイドラインを基に、東京2020大会前までの、平成30年、31年の2年間で、旧サインをリニューアルし、新しく統一したデザインの公共サインを、主要駅周辺や街路上など、区の全域に効果的に設置する予定です。

51万人都市・江東を訪れるすべての皆様を「おもてなし」の心でご案内できますよう、本区の公共サインの整備に向けて、意欲・スピード・思いやりを持って着実に進めてまいりますので、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成30年3月

もくじ

ガイドラインの目的・使用方法	・・・01
第1章 総論	
1-1 サイン計画の基本方針	・・・02
1-2 対象サイン	・・・06
1-3 課題と方針	・・・08
第2章 サインシステム	
2-1 サイン計画の考え方	・・・11
2-2 整備計画の考え方	・・・16
第3章 基本ルール	
3-1 日本語、英語、ローマ字の表記方法	・・・19
3-2 中国語、韓国語の表記方法	・・・22
3-3 多言語表記対象	・・・23
3-4 ピクトグラム、記号	・・・24
3-5 文字サイズ	・・・25
3-6 案内地区の表示ルール	・・・26
3-7 サインの掲出高さ、範囲	・・・27
3-8 掲載基準	・・・28
3-9 本体に関わる配慮事項	・・・34
3-10 色彩に関わる配慮事項	・・・35
3-11 設置の考え方	・・・36
3-12 維持管理の考え方	・・・38
3-13 ユニバーサルデザインの考え方	・・・39
3-14 多機能化対応について	・・・40
3-15 広告の活用検討について	・・・45
第4章 デザインルール	
4-1 本体デザインコンセプト	・・・46
4-2 本体デザインの考え方	・・・47
4-3 本体デザイン検討	・・・48
4-4 本体デザイン案	・・・53
4-5 表示デザインの考え方	・・・54
4-6 表示デザイン検討	・・・55
4-7 表示デザイン案	・・・60
整備計画の概要	・・・63
参考資料	
案内図表示、誘導表示の比較	・・・参-01

ガイドラインの目的・使用方法

1. 公共サインとは

不特定多数の人が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導表示などの総称である。公的機関（国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者等）が設置主体となり、公共空間（主に道路空間）に設置するものをいう。

2. ガイドラインの目的と内容について

本ガイドラインは、江東区が設置する歩行者用公共サインの基本的な考え方・表記基本ルール・標準基本デザイン・掲載情報の諸基準、多機能化対応、維持管理の考え方、区役所内の役割分担などについて取りまとめたものである。

一定のガイドライン（基準）を設けることで、いつでも統一されたサイン整備を行うことができる。

3. ガイドラインの使用方法について

歩行者用公共サインを計画・設計・整備する際には、本ガイドラインに基づき、準拠するものなのか、参照するものなのか、あるいは個別化するものなのかを見極め、本ガイドラインに基づく必要のあるものは準拠・参照するものとする。